



様式第10号 (第10条関係)

令和元年11月11日

審査結果報告書

新城市議会議長 丸山隆弘 様

新城市議会議員政治倫理審査会
委員長 小野田直美



令和元年7月16日付けで提出された新城市議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定に基づく審査請求について、新城市議会議員政治倫理審査会での審査が終了しましたので、次のとおり審査の結果を報告します。

審査の請求の対象となった議員の氏名	竹下修平議員、柴田賢治郎議員、山崎祐一議員、村田康助議員、下江洋行議員、中西宏彰議員
審査又は調査すべき事案の内容	新城市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第4条第1号違反の有無 （新城市議会議員政治倫理条例第4条第1号）
審査を請求した理由	下記の点において、条例第4条第1号に違反する可能性が高いため。 （1）市民から令和元年5月21日付の不当利得で住民監査請求されたことは、議会の品位と名誉を損なったと同時に疑惑を招いた行為。 （2）平成30年3月28日～29日の東京研修2日目が虚偽の研修報告と単なる見学である。よって市民から政務活動費使途の疑惑と名古屋地方裁判所に提訴されたことは、議会の信頼失墜と市民から品位と名誉を損なうような疑惑を招いた行為。 （3）当時の要望・陳情書が報告書に添付されておらず、また、繰り返し議会へ当時の要望・陳情書の提出を求めても未だに提出されず、作成者も明らかにされていない事は、市民から政務活動費使途の疑惑を招いた行為。 （4）2日目の施設見学の当日は休館日であり、どのよ

	<p>うな施設見学（事前予約・完全予約制）をされたのかの経緯が明らかになっておらず市民から真偽の疑惑を招いた行為。</p> <p>以上、村田康助議員外5名は市民全体の代表者としての議員責務を放棄し、条例第4条第1号のその品位と名誉を損ない市民から疑惑と道義的責任を招いた行為。</p>
<p>審 査 の 結 果</p>	<p>審査の結果、本請求に関しては、委員会委員の全員一致で、条例第4条第1号に規定する遵守すべき基準に違反しないことを決定した。</p> <p>よって、新城市議会議員政治倫理条例施行規則第10条第2項に定める講ずるべき措置の意見は付記しない。</p> <p>理由</p> <p>本件について、上欄の「審査を請求した理由」に基づき次のとおり調査を行った。</p> <p>(1) 審査請求者への意見聴取</p> <p>令和元年9月3日に、請求者3名を審査会に招き請求内容に関して意見聴取を行い、請求の主旨を確認した。</p> <p>(2) 対象議員への意見聴取</p> <p>令和元年10月11日及び令和元年11月6日の両日に、対象議員6名に対し、事実確認のため意見聴取を行った。</p> <p>この際の、質疑応答の内容、また、当日撮影された写真の閲覧提供があり確認した結果、平成30年3月28日の陳情活動及び同年3月29日の施設研修について、実際に実施されていたことが確認できた。</p> <p>本審査は、政務活動費を使用した陳情活動及び施設研修について、その経緯が不明なため、陳情活動及び研修の真偽について疑惑を招いたとするものである。</p> <p>現に、政務活動費に関して提出された対象議員の報告書には、独立行政法人国立印刷局東京工場を造幣局東京支局とした記載誤りや国立印刷局東京工場についての所感が記載されていないといった不備が多く見られた。</p> <p>これらのことが疑惑を招いたことにつながったと認め</p>

	<p>ざるを得ない。</p> <p>審査の結果、報告書の内容が十分ではないことは否定できないものの、疑惑の本旨である陳情活動並びに施設研修が不実施ではないことが確認できたため冒頭の審査結果とするものである。</p> <p>(審査経過は別紙のとおり)</p>
<p>審査会の意見</p>	<p>今回の審査により、政治倫理審査会としての意見を以下に記載する。</p> <p>(1) 報告書等の内容の充実について</p> <p>本件については、条例第4条第1号の規定違反にはあたらないと判断したが、疑惑を生じた原因は、提出された報告書の内容が十分でなかったことが元にある。</p> <p>しかし、報告書の内容に関しては、6名の対象議員のみの問題でなく、これまでの議会の取り組みが現れた結果であり、今後、報告書の内容を充実することに関しては、議会全体の問題として考えるべきである。</p> <p>(2) 議員の責務の実行について</p> <p>条例第2条第3項に定めるとおり、疑惑を招かれたときは、自ら誠実な態度をもって当該疑惑を解明する努力を議員である以上、公の場、私的な場を含めて十分に行うべきである。</p>

政治倫理審査会審査経過（審査対象者：6名）

【竹下修平議員、柴田賢治郎議員、山崎祐一議員、村田康助議員、下江洋行議員、中西宏彰議員】

令和元年7月16日（火）政治倫理基準違反審査請求書（議員用）受理

- ・提出者：審査請求代表者 山田辰也
澤田恵子 浅尾洋平

（新城市議会議員政治倫理条例第4条第1号該当）

7月23日（火）議長が議会運営委員会へ諮問。資料の補正（根拠資料の追加）を決定し、通知する。

7月25日（木）請求者より追加資料の提出がある。

8月1日（木）議長が議会運営委員会へ諮問

- ・政治倫理審査会委員を選任
委員：齊藤竜也、小野田直美、山口洋一、鈴木達雄

8月19日（月）第1回政治倫理審査会開催

- ・正副委員長の選任 委員長：小野田直美
副委員長：山口洋一
- ・次回の開催日程について
※審査会は原則公開に決定する。但し、プライバシー保護等の観点から非公開等にする場合は、前もって協議することを決定する。

8月27日（火）第2回政治倫理審査会開催

- ・論点の整理について
- ・請求資料の確認について

9月3日（火）第3回政治倫理審査会開催

- ・審査請求者への意見聴取について

9月6日（金）対象議員6名に対し、陳情書等資料の要求書を通知する。

9月19日（木）要求書（9月6日付）に対する回答受理した。

9月24日（火）第4回政治倫理審査会開催

- ・調査事項の精査について

10月7日（月）第5回政治倫理審査会開催

- ・次回第6回審査会について
次回審査会の非公開を決定する。

10月11日（金）第6回政治倫理審査会開催（非公開会議）

- ・対象議員からの意見聴取について

10月21日（月）第7回政治倫理審査会開催

- ・違反する行為の存否について

11月6日（水）第8回政治倫理審査会開催（非公開会議）

・対象議員からの再意見聴取について

11月11日（月）第9回政治倫理審査会開催

・審査結果報告書（案）について